

中小規模事業所省エネルギー対策実施計画書制度要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、県内の中小規模事業所における省エネルギー対策の計画的かつ効果的な推進を図るため、当該対策に係る計画書等の提出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この要綱において、中小規模事業者とは、当該事業活動に伴うエネルギー使用量が原油換算で年間 1,500kl 未満の事業所（以下「中小規模事業所」という。）を県内に所有する民間の事業者とする。

(省エネルギー対策実施計画書)

第 3 条 中小規模事業者は、中小規模事業所における省エネルギー対策に関し、省エネルギー対策実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、県に提出することができる。

2 前項の計画書の記載内容の変更及び前条の中小規模事業所に該当しなくなった場合は、速やかに県に報告するものとする。

(計画書の作成の範囲)

第 4 条 前条に掲げる計画書を作成する範囲は、中小規模事業者が県内に所有する工場、店舗、事務所等（以下「工場等」という。）又はエネルギー管理が可能な建屋等の単位で任意に設定できるものとする。

(省エネルギー対策実施報告書)

第 5 条 第 3 条第 1 項の規定による計画書を提出した中小規模事業者は、省エネルギー対策の実施状況について省エネルギー対策実施報告書（以下「報告書」という。）を作成し、県に報告するものとする。

2 報告書は、計画書を提出した翌年度の 7 月末日までに県に報告するものとする。

(公表)

第 6 条 県は、第 3 条第 1 項に規定する計画書の内容又は第 5 条第 1 項に規定する報告書の内容について、当該中小規模事業者が指定する事項に限り、当該計画書及び報告書の内容を公表することができる。

(様式)

第 7 条 第 3 条第 1 項の計画書は、様式第 1 号により作成し、提出する。

2 第 5 条第 1 項の報告書は、様式第 2 号により作成し、報告する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、別に定める。

附則（平成 23 年 3 月 31 日制定）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。